

東急 250
 有線 280
 地下鉄 6/0
 (東武) 参加
 有線

京王帝都電鉄の労働争議について 運輸省

一 京王帝都電鉄労働争議の経過
 組合は二月十四日一月以降賃金として基本賃金税込九五〇円を要求、会社側はこれに
 対し合理化を条件へ労働時間一時間延長等として八四〇円へ現行七九〇円に
 増額することを提案した。

二 労委は調停案として基本賃金は勤務時間を一時間延長を条件として税込八五五〇円
 但し六月以降を提示したが五月十三日労使共これを拒否した。

三 組合側は要求貫徹の為 十五、十八、十九日一車務スト 二十一日—二十四時間
 ストを決定した。

四 本日のストの様子は次の通りである。
 1. 進駐車両輸送は全線大休三十分間隔で支障なく運行中
 2. 一般輸送については国電中央線、東急玉川線、小田急線に夫々定期客は私替輸送
 を実施している。

参考

定期	十四万人
計外	十三万人
運輸収入	二一八万円

鐵監才八五八号

昭和二十五年五月十二日

運輸省鐵道監督局長

地方鐵道代表者 殿

旅客運賃料金の改訂について

地方鐵道軌道の運営については、かねてからその公共性及び日本經濟再建上果すべき責務の重要性について充分の御留意を煩わしていることと思ふが、特に今回の運賃料金の改訂を機に時段の御留意を願いたい。

今回の運賃料金の改訂は、技術特別監査に基く特別保修費の確保、電力料金の値上及び地方稅改正による負担の増加、經濟論情勢の變転に伴う収入減等を理由に認可申請が行われ、やむを得ないものとして關係方面の承認があり認可されたものである。

地方鐵道軌道は長年の戰爭に基因する線路、車両その他諸施設の荒弊のため未だ完全に戰前の程度にまで復興されるに至らず、加うるに最近他交通機關との激しい競争が行われている現下の情勢並びに運賃料金の改訂認可の経緯にも鑑み運賃料金の改訂による増収は漫然とこれを人件費等に資消することは誠に堪み、配当についても企業健全化を阻害することの甚いより慎重に考慮し、經營の健全化、合理化を圖られたい。

特に保修費については少くとも経路収入の三割程度以上を確保して施設の整備充実を行い輸送力の増強、サービスの向上に資するよう命によつて通達する。